○国土交通省告示第千百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　コシキ谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
　兵庫県神崎郡福崎町田口
　字小敷谷　六八五番一、六八五番四及び六八五番五
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　兵庫県神崎郡福崎町田口
　字トツタニ　六八三番八　一号
　字小敷谷　六八五番一　二号
　六八五番二　三号から十号まで

○国土交通省告示第千百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　盤名木川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成四年建設省告示第七百六十号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
　熊本県阿蘇市一の宮町手野
　字川久保　二六五一番　一号
　二六七一番　二号
　二六七〇番　三号
　二六五二番　四号
　二六五四番　五号

○国土交通省告示第千百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　東下田川一
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松
　字中ノ原　一七三二番三　一号
　一七三六番二　二号
　一七三六番二四　三号及び四号
　一七三六番二七　五号及び六号
　一七三七番　七号

○国土交通省告示第千百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　本村谷川四
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　宮崎県日向市東郷町坪谷
　字本村　一六〇番一　一号及び二号
　二九五番一　三号から五号まで
　二九九番一　六号から八号まで
　一五八番一　九号及び十号

○国土交通省告示第千百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　磯脇川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成四年建設省告示第千六十六号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県垂水市牛根麓
　字坂下　二二一七番二　一号
　二二一〇番一　七号
　二二一〇番三　八号
　二二〇九番　九号
　二二〇八番一　十号及び十一号
　字鼻摩　二二四一番イ　二号
　二二四一番八　三号
　字宇都　三二八四番　四号
　三二八四番乙　五号
　字石原　二一三三番一　六号

○国土交通省告示第千百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　汐井谷川
　イ　平成七年建設省告示第二百七十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域
　福岡県朝倉市杷木松末字汐井谷
　七〇四番一　一号
　七二四番　二号
　七一四番一　三号
　七三二番二　四号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　福岡県朝倉市杷木松末字汐井谷
　七一四番一　一号
　七〇五番一　二号及び三号
　七二〇番一　四号
　七二二番一　地先水路敷　五号
　七一八番二　六号

○東北地方整備局告示第二百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
飛騨市神岡町船津字大洞口一九一二番二から同市神岡町船津字フルスワ二一四二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局長　津田　修一

○中部地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十一号　飛騨市神岡町船津字大洞口一九一二番二から同市神岡町船津字フルスワ二一四二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　岐阜県
二　都市計画事業の種類及び名称　土岐都市計画道路事業三・四・十二号妻木線
三　事業施行期間　自平成二十九年十二月二十五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　岐阜県土岐市妻木町字須後下及び字上石神地内
　使用の部分　なし